

平成28年度事業計画

社会福祉法人

福岡市博多区社会福祉協議会

社会福祉法人 福岡市博多区社会福祉協議会

平成28年度事業計画（案）

I 事業方針

近年の地域社会は、人口の高齢化と少子化があいまって福岡市においても「超高齢社会」をすぐそこに迎えようとしています。さらに福岡市においては、都市化の進展とともに単身世帯が過半数を超えようとするなど、世帯構成の変化が大きく人々の「社会的孤立」を増長する傾向にあります。そこに付け込む消費者害や認知症の増大などの個別課題から、さらには地域社会を構成する人々のつながりの希薄化による担い手不足の課題など、地域福祉活動の停滞につながりかねません。

福岡市においては、2025年までに介護状態になっても住み慣れた地域でできる限り暮らし続けていけるために必要な「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」のサービスを一体的に提供できる「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、作年度から本格的に始動しようとしています。

そのような中であっては、地域住民が抱える今日的な生活課題の解決に向けて、「地域包括ケアシステム」における「生活支援」「予防」の分野での地域社会への役割や期待は、大きく膨らんでいるものと認識しています。その中で地域住民が自分たちの望む地域社会のために、自らが地域において互いに支え合う「互助」の仕組みを構築するために、地域のあらゆる資源や医療・介護等を含む専門職の方々の知識や力をも活用し、互いに補完し合いながら「生活支援」「予防」の一翼を担うことは、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になる2025年へのアプローチとして重要な意味を持つと考えられます。

博多区社会福祉協議会は、本年度から5年間にわたる第5期地域福祉活動計画の初年度に当たり、社会福祉協議会に与えられた様々な資源の集中と選択を図り、この計画の本体を構成する事業を重点項目として位置付けます。なかでも地域包括ケアシステムの構成要素における「生活支援」を社会福祉協議会活動の大きな柱として、その取り組みを展開したいと考えています。その中心には、校区社会福祉協議会の支援を図りながら地域ぐるみの取り組みにつなげ、さらに様々な企業市民を巻き込みながらネットワークの力による相乗効果をねらい、地域の課題解決に向けて様々な団体や行政と連携・共働し、支え合う福祉活動の推進を図ります。

II 重点項目

1 小地域福祉活動の推進

地域包括ケアシステムの構築を目指す中で、社会福祉協議会への期待が大きい「生活支援」の担い手としての小地域福祉活動の活性化は、医療・介護の専門職の連携とともに地域包括ケアシステムの大きな柱であり、地域で展開する

うえで地域の主要な団体関係者が、同一の目標に向けて共通認識を醸成し、取り組めるように支援する。

(1) 校区社会福祉協議会強化への支援

地域ごとの課題や特性に応じた福祉活動が展開できるように、住民が地域の課題を把握・共有し、目指す地域のあるべき姿の実現のための具体的活動について話し合い、広く住民に周知するための校区福祉座談会や「校区福祉のまちづくりプラン」策定等の手法について支援します。さらに、地域での助け合い活動としての生活支援活動や在宅介護者の支援等を実施します。

また、従来から安否確認や見守り、また生活支援機能や介護予防機能の一部を果たしてきたふれあいネットワークやふれあいサロン活動の地域特性などの多様性を考慮しながら、さらに機能強化を進めるために各々の事業の拡充を支援します。

① 地域特性に応じた福祉活動の展開

(ア) 校区福祉座談会の開催及び「校区福祉のまちづくりプラン」支援事業

地域の特性に応じた課題や解決策を住民が主体的に話し合い、目標を見出し実践につなげる方法として校区福祉座談会を展開するとともに、その内容を住民と共有するための「校区福祉のまちづくりプラン」策定を支援します。

校区福祉のまちづくりプラン策定目標 4校区

② 校区社協の基盤をなす活動の拡充

地域福祉活動の基盤である「ふれあいネットワーク活動」・「ふれあいサロン活動」を拡充し、月に1回の訪問と週に1回は安否確認ができる体制づくりを区全体に広げていきます。

(ア) ふれあいネットワーク活動の拡充

新規活動開始や見守り体制確立に向けた働きかけを行い、実施自治会(町内会)率84%以上を目指します。

i ふれあいネットワーク新規立上げ支援事業

ふれあいネットワークの新規立上げに際し、それを推進するための呼び水としての助成制度を引き続き維持します。

ii ふれあいネットワーク研修会の開催

(イ) ふれあいサロン活動の拡充

可能な限り多くの住民が参加し、孤立の解消につながるよう、地域の実情に応じた実施に向けた働きかけを行い、新規活動開始3か所を目指します。

i ふれあいサロン研修会の開催

③ 超高齢社会・大介護時代の到来に備える活動の拡充

(ア) 生活支援ボランティア活動支援事業

日常の“ちょっとした困りごと”の支援を、身近な地域(校区・町内)で行う「生活支援ボランティアグループ」の立上げを支援し、

新規活動開始2団体を目指します。

また、活動中の生活支援ボランティアグループに対しては、定例会への参加やアドバイスをを行うほか、グループの交流会の実施などの支援を行います。

(イ) 校区在宅介護者のつどい事業

在宅介護者の負担軽減や情報提供等の支援をする地域での取り組みができるように「校区(町内)在宅介護者のつどい」の開催を支援します。

2 ボランティアによる社会参加の拡大

(1) 社協ボランティアセンターの強化

① 区ボランティアセンターによる個人ボランティアの登録、活動の紹介

(ア) ボランティアコーディネーション事業

個人登録ボランティアを始めとして、区ボランティアセンターに寄せられたニーズ解決のため、ボランティアのコーディネーションを実施します。

(2) シニアボランティア(シニア層の社会参加・生活支援・介護予防の融合)に関する取り組みの拡充

シニア世代のボランティア活動希望者に対し、ふれあいネットワーク・サロン活動などの地域福祉活動を中心にコーディネートし、シニア世代の社会参加や生きがいづくりを支援します。

① 区シニア地域サポーター養成講座

健康づくりの支援者として活動するボランティアを養成する区シニア地域サポーター養成講座(シニアを彩るすてきな講座)を実施し、受講生が地域福祉活動の新たな担い手につながるよう支援します。

② 介護支援ボランティアの登録、紹介

65歳以上の高齢者を対象に介護保険施設でボランティア活動の際にポイントを付与し、そのポイントを換金・寄附できる「介護支援ボランティア事業」を市社会福祉協議会と連携して推進します。

3 生活課題解決モデルの開発

(1) 移動支援・買物困難者支援の仕組みづくり

① 住民参加型の移動支援の仕組みをつくる

住民参加型の取り組みを推進するために元気高齢者等を活用した「生活支援一体型型の移動支援」及びボランティアの運転による「気軽に乗れるコミュニティバス運営」の実践モデルに向けて社会福祉法人や福岡市社会福祉協議会と連携・協働でモデル事業を検討します。

② 住民参加型の買い物困難者支援の仕組みをつくる。

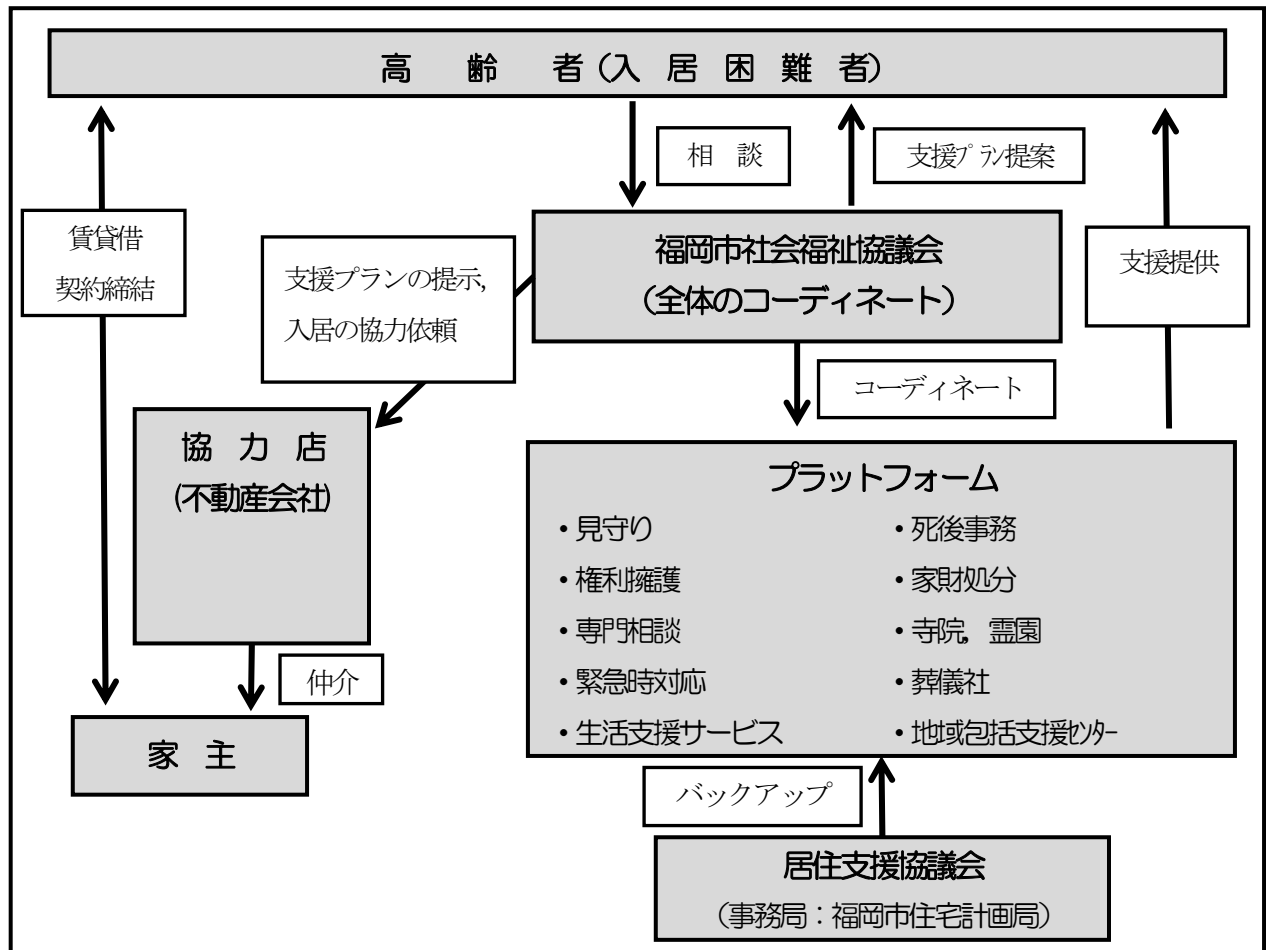
(ア) 買物支援ガイドブックの更新

買物支援ガイドブック情報の更新を図ります。

(2) 市民が支える住み続ける仕組みづくり

① 住まいサポートふくおか事業との連携

「緊急連絡先」や「保証人」を確保できない高齢者を支援するために福岡市社会福祉協議会が実施する「住まいサポートふくおか」と連携し、支援を行う他のサービス団体・機関と併せて地域の見守り活動等へのつなぎ等を実施します。



4 拠点型地域福祉の展開

(1) 社会福祉法人（施設や事業所を運営する）による地域における公益的な取り組みに向けての協働

社会福祉法人制度の見直しをはじめとして、税制上の優遇を受ける法人等への地域への貢献を促す流れの中で、その地域貢献の動きを地域福祉活動と結びつけ、地域のセーフティネットとしての機能を高めるために、地域と社会福祉法人等の貢献をつなぐ役割を高めます。

① 個別解決モデル創造事業

社会福祉法人等へ具体的な個別課題の解決モデルを提案し、地域福祉活動との連携を推進します。

(ア) 福祉施設が行う地域貢献サポート事業

区内の福祉施設で提供できる活動や機能を調査・整理し、校区社会福

社協議会などに情報を提供するとともに、円滑な連携がすすむよう協力体制構築のサポートを行います。

施設と地域のマッチング目標 4か所

② 専門スタッフ派遣事業

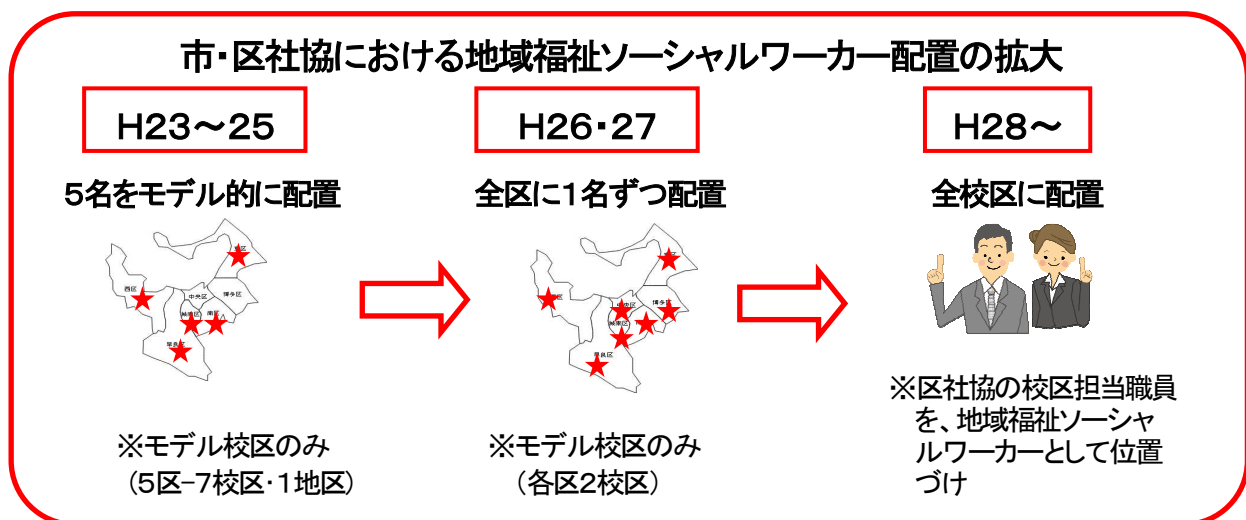
ふれあいサロンに対し、福岡県理学療法士会の協力を得て転倒予防教室を行うとともに、子育てサロンに保育士の派遣を行います。

コーディネート件数17件を目指します。

5 地域福祉ソーシャルワーカーの機能強化

(1) 地域福祉ソーシャルワーカーの配置体制の強化

平成23年度から3年間の地域福祉ソーシャルワーカーモデル事業（福岡市委託事業）及び平成26年度から2年間の「支えあい助け合い地域づくり事業（地域包括ケアシステムのモデル事業 B）」の生活支援等の構築モデル事業における地域福祉ソーシャルワーカーの成果を踏まえ、区社協の校区担当職員を地域福祉ソーシャルワーカー（CSW）と位置付けて配置します。



CSW の役割(地域福祉活動の推進)

- ・地域支援(地域福祉活動に携わる団体等への支援)
- ・地域福祉活動者では対応困難な個別ケース(高齢者に限定しない)の支援とそれを通じた地域福祉活動への展開・充実
- ・ボランティア活動希望者の支援(兼ボランティアコーディネーター)
- ・住民主体による地域福祉活動の計画的実践の支援(校区福祉のまちづくりプラン策定と実践に向けての継続的支援)

6 権利擁護事業の拡充

(1) 社会福祉協議会が目指す市民の権利擁護

生活支援とともに重要な柱が高齢者や障がい者を含む権利侵害に結び付きやすい人々への「権利擁護」に関する事業であり、地域支援活動においてもそれらの人々と地域とのつながりを意識した展開を必要とする中、社会福

社協議会で実施する個別支援と地域支援との連携を展開するとともに、市民参加型後見人等の活用を通じ、地域活動における人材育成との連携を強化します。

- ① 日常生活自立支援事業との連携
- ② 法人後見事業（市民参加型後見人の活用）との連携

7 地域福祉を推進するための基盤づくり

(1) 福祉教育関連事業の見直し強化（福祉教育推進計画・工程表）

「社会的孤立」などが進む中、そのような人々の「社会的排除」につながらないように、「社会的包摂」の意識を高めるための様々な機会を捉えるために学校中心の福祉教育の仕組みから地域住民も対象とした、福祉教育のプログラムを活用した事業を展開します。

(2) 地域福祉活動における個人情報共有化の推進

- ① 「地域福祉活動における個人情報共有化に関する取扱いの指針」の活用
地域福祉活動を推進していく中で避けて通ることのできない個人情報の問題について地域でのルール作りを模索するための研修会や協議の場を設け、支援します。

Ⅲ 事業

1 小地域福祉活動の推進

- (1) 校区社協の運営及び事業に対する助成・支援
- (2) ふれあい事業（ネットワーク・サロン）への助成・支援
- (3) 校区社協広報紙の発行に対する助成
- (4) 校区社協が行う地域福祉活動に対する支援
- (5) 校区社協幹部研修会の開催
- (6) 安心情報キット及び緊急時連絡カードの普及・活用
- (7) レクリエーション用具の貸し出し

2 ボランティアによる社会参加の拡大

- (1) ボランティア体験事業・養成講座の開催
- (2) 校区社協や公民館との共催による地域でのボランティア養成講座の開催
- (3) ボランティア情報の提供と広報
- (4) ボランティア活動保険等の受付
- (5) ボランティアルーム及びボランティア関係備品の利用受付

3 生活課題解決モデルの開発

- (1) 生活保護世帯等一時貸付事業の受託
- (2) 生活福祉資金貸付相談窓口との連携
- (3) 高齢者賃貸住宅入居支援事業との連携
- (4) すーっとあんしん安らか事業との連携
- (5) ファミリー・サポート・センター会員の登録及び活動の斡旋
- (6) ファミリー・サポート・センター会員の交流会の開催
- (7) 子育てサロンへの支援
- (8) 車いすの貸し出し

4 拠点型地域福祉の展開

- (1) 福祉施設が行う地域貢献サポート事業（再掲）

5 地域福祉ソーシャルワーカーの機能強化

- (1) 個別支援に関わる相談対応と地域福祉活動との連携

6 権利擁護事業の拡充

- (1) 日常生活自立支援事業との連携（再掲）
- (2) 法人後見事業（市民参加型後見人の活用）との連携（再掲）

7 地域福祉を推進するための基盤づくり

- (1) 区社協広報紙「ほっとハートはかた」の発行
- (2) 校区社協をはじめ関係機関・団体への「社協ワーカーだより」の発信
- (3) ホームページ・保健福祉センターの専用掲示板による広報
- (4) 地域イベントでの社協活動を広報

8 運営等及びその他

- (1) 理事会・評議員会の開催
- (2) 博多区地域福祉部会（校区社協会長会）の開催
- (3) 職員の資質向上のため、研修や関係機関との連携の充実
- (4) 自主財源の確保
 - ① 賛助会員の加入促進
 - ② 寄附金の受付
 - ③ 共同募金活動の推進と募金の受付
- (5) その他
 - ① 福祉バスの受付
 - ② 無料又は低額診療事業の受付
 - ③ その他必要な業務